

大分県報

平成三十一年
四月一日
号外（三七）

（月曜日）

目次

規則

土地改良法に基づく申請等に関する規則の一部改正……………	一
大分県水産業協同組合法施行細則の一部改正……………	一
教育委員会規則……………	五
宿日直手当の額を定める規則の一部改正……………	五
大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正……………	五
大分県立高等学校学則等の一部改正……………	六
大分県立くじゅうアグリ創生塾管理規則の制定……………	七
大分県立学校事務決裁規程の一部改正……………	八

規則

土地改良法に基づく申請等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

大分県規則第二十号

土地改良法に基づく申請等に関する規則の一部を改正する規則

土地改良法に基づく申請等に関する規則（昭和四十年大分県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号及び第五号中「第十八条第十六項前段」を「第十八条第十七項前段」に改め、同条第六号中「第十八条第十六項後段」を「第十八条第十七項後段」に改め、同条第八号中「第二十九条の三第一項」を「第二十九条の四第一項」に改め、同条第十号中「第三十

平成三十一年四月一日

六条第八項」を「第三十六条第九項」に改め、同条第二十四号中「第十八条第十六項前段」を「第十八条第十七項前段」に改め、同条第二十五号中「第十八条第十六項後段」を「第十八条第十七項後段」に改める。

第四号様式及び第五号様式中「第18条第16項前段」を「第18条第17項前段」に改める。

第六号様式中「第18条第16項後段」を「第18条第17項後段」に改める。

第八号様式中「第29条の3第1項」を「第29条の4第1項」に改める。

第十号様式中「第36条第8項」を「第36条第9項」と、「第36条第9項」を「第36条第10項」に改める。

第二十四号様式中「第18条第16項前段」を「第18条第17項前段」に改める。

第二十五号様式中「第18条第16項後段」を「第18条第17項後段」に改める。

第二十八号様式中「土地改良事業計画書」を「事業の実施に関する計画書」に改める。

第二十九号様式中「変更土地改良事業計画書」を「変更後の事業の実施に関する計画書」に改める。

第三十八号様式の注中「注」を「注1」に改め、同様式の注に次のように加える。

2 共有者全員で代表者の選任を行うことができない場合は、共有者全員の住所、氏名及び持分を記載した共有者名簿を作成し添付すること。

第三十九号様式の注中「注」を「注1」に改め、同様式の注に次のように加える。

2 共有者全員で代表者の選任を行うことができない場合は、共有者全員の住所、氏名及び持分を記載した共有者名簿を作成し添付すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

大分県規則第二十一号

大分県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

大分県水産業協同組合法施行細則（昭和四十四年大分県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第八十六条第三項、」を削る。

第四条中「組合」の下に「（漁業生産組合を除く。以下この条から第六条まで及び第八条

大分県報号外（規則）

一

において同じ。）を加え、「第八十六条第四項及び」を削る。

第五条中「第八十六条第四項及び」を削る。

第六条中「第八十六条第四項、」を削る。

第八条第一項中「第八十六条第二項、」を削る。

第二十三条を第二十八条とし、第二十二條の次に次の五條を加える。

（漁業生産組合の定款変更の届出）

第二十三条 組合（漁業生産組合に限る。以下この条から第二十七条までにおいて同じ。）

は、法第八十四条の七第二項の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、漁業生産組合定款変更届（第二十九号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 定款変更理由書

二 定款の新旧条文の対照表

三 総会又は総代会の議事録の謄本

四 その他知事が必要と認める書類

（漁業生産組合の設立の届出）

第二十四条 組合は、法第八十五条の二第四項の規定により設立の届出をしようとするとき

は、漁業生産組合設立届（第三十号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 設立理由書

二 定款

三 設立の登記に係る登記事項証明書

（漁業生産組合の解散の届出）

第二十五条 組合は、法第八十五条の四第二項の規定により解散の届出をしようとするとき

は、漁業生産組合解散届（第三十一号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 解散理由書

二 総会又は総代会の議事録の謄本

（漁業生産組合の合併の届出）

第二十六条 組合は、法第八十五条の五第三項の規定により合併の届出をしようとするとき

は、漁業生産組合合併届（第三十二号様式）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 登記事項証明書

二 合併によつて設立した組合にあつては、定款

（株式会社への組織変更の届出）

第二十七条 組合は、法第八十六条の九の規定により組織変更の届出をしようとするときは、株式会社への組織変更届（第三十三号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 組織変更計画書

二 組織変更計画を承認した総会又は総代会の議事録の謄本

三 組織変更の登記に係る登記事項証明書

第二十八号様式の次に次の五様式を加える。

第29号様式(第23条関係)

漁業生産組合定款変更届

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
名称
届出者
代表者の職
及び氏名



定款を変更したので、水産業協同組合法第84条の7第2項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 定款変更理由書
- 2 定款の新旧条文の対照表
- 3 総会又は総代会の議事録の謄本
- 4 その他知事が必要と認める書類

第30号様式(第24条関係)

漁業生産組合設立届

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
名称
届出者
代表者の職
及び氏名



漁業生産組合を 年 月 日に設立したので、水産業協同組合法第85条の2第4項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 設立理由書
- 2 定款
- 3 設立の登記に係る登記事項証明書

第31号様式（第25条関係）

漁業生産組合解散届

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
届出者
代表者の職
及び氏名

印

漁業生産組合は、 年 月 日に解散したので、水産業協同組合法第85条の4第2項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 解散理由書
- 2 総会又は総代会の議事録の謄本

第32号様式（第26条関係）

漁業生産組合合併届

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
届出者
代表者の職
及び氏名

印

下記のとおり合併して、漁業生産組合が成立（存続）することになったので、水産業協同組合法第85条の5第3項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 登記事項証明書
- 2 合併によって設立した組合にあつては、定款

第3号様式（第27条関係）

株式会社への組織変更届

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
届出者
代表者の職
及び氏名

印

漁業生産組合組織を変更したので、水産業協同組合法第86条の9の規定により届け出ます。

組織変更年月日

組織変更前の所在地及び名称

添付書類

- 1 組織変更計画書
- 2 組織変更計画を承認した総会又は総代会の議事録の謄本
- 3 組織変更の登記に係る登記事項証明書

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○教育委員会規則

宿日直手当の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第三号

宿日直手当の額を定める規則の一部を改正する規則

宿日直手当の額を定める規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び第三号」を「、第二号及び第四号」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 大分県立くじゅうアグリ創生塾に勤務する職員が大分県立久住高原農業高等学校の生徒等に対する生活指導等のために行う日直勤務

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第四号

大分県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則

（大分県教育委員会行政組織規則の一部改正）

第一条 大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「課」の下に「、所」を加え、同条第二項中「課に、」の下に「それぞれ」を加え、「中欄に掲げる」及び「置き、」の下に「所又は」を加え、「ため、」の下に「それぞれ」を加え、同項の表中

「室名」を「所又は室名」に改め、同表の体育保健課の項の前に

次のように加える。

義務教育課

幼児教育センター

第五条第二十四号、第二十六号及び第二十九号中「課」の下に「、所」を加える。

第八条第一号及び第二号中「他の課」の下に「、所」を加え、同条第六号中「助言」の下に「（幼児教育センターの所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第七号中「課」の下に「、所」を加え、同条第十号中「特別支援教育課」の下に「及び幼児教育センター」を加える。

第八条の二第九号中「課」の下に「、所」を加える。

第九条第四号中「課」の下に「、所」を加え、同条に次の一号を加える。

十一 くじゅうアグリ創生塾に関する事。

第十一条の四第九号中「、社会体育施設」を「その他のスポーツ施設」に改め、同条

第十二号中「県営体育施設」を「県立スポーツ施設」に改める。

第十一条の五を次のように改める。

（幼児教育センターの分掌事務）

第十一条の五 幼児教育センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 幼児教育関係職員の研修に関する事。
 - 二 幼児教育の助言に関する事。
 - 三 幼児教育に係る情報の収集及び提供に関する事。
 - 四 幼児教育に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事。
- 第十二条（見出しを含む。）中「課」の下に「、所」を加える。
- 第十八条の表以外の部分中「課」の下に「、所」を加え、同条の表中

「課、室又は班名」	を	「課、所、室又は班名」
-----------	---	-------------

に改め、同表の課長の項の次に次のように加える。

所	長	幼児教育センター	上司の命を受け、所の事務を掌理する。
---	---	----------	--------------------

第十八条の表の健康対策・管理監の項中「県営体育施設」を「県立スポーツ施設」に改め、同表の参事の項中「及び室」を「、所、室」に改め、「又は課」の下に「、所」を加え、同表の課長補佐の項中「必要な課」及び「課」の下に「、所」を加え、同表の主任幹の項中「及び室」を「、所、室」に改め、「課」の下に「、所」を加え、同表の主任

社会教育主事の項中「及び室」を「、所、室」に改め、同表の社会教育主事の項中「課」の下に「、所」を加え、同表の副主幹の項中「及び室」を「、所、室」に改め、「課」の下に「、所」を加え、同表の主査の項中「及び室」を「、所、室」に改め、「課」の下に「、所」を加え、同表の社会教育主事補の項中「及び室」を「、所、室」に改め、同表の専門員の項中「及び室」を「、所、室」に改め、「課」の下に「、所」を加える。

第二十八条中「課」の下に「、所」を加える。

第三十条中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 大分県立くじゅうアグリ創生塾

（大分県教育功労者表彰規則の一部改正）

第二条 大分県教育功労者表彰規則（昭和二十九年大分県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「室長及び局長」を「所長及び室長」に改める。

（大分県教育センター管理規則の一部改正）

第三条 大分県教育センター管理規則（昭和四十五年大分県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第九項中「各課」の下に「・所」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県立高等学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第五号

大分県立高等学校学則等の一部を改正する規則

（大分県立高等学校学則の一部改正）

第一条 大分県立高等学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

（大分県立特別支援学校学則の一部改正）

第二条 大分県立特別支援学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十一年三月三十一日以前に高等学校及び特別支援学校高等部に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第九十一条（同規則第三百三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同日後に入学した生徒で同日以前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。）に係る単位の認定についてのこの規則による改正後の大分県立高等学校学則第十三条第二項及び大分県立特別支援学校学則第十条第二項の規定の適用については、これらの規定中「総合的な探究の時間」とあるのは、「総合的な学習の時間」とする。

大分県立くじゅうアグリ創生塾管理規則をここに公布する。
平成三十一年四月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第六号

大分県立くじゅうアグリ創生塾管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県立くじゅうアグリ創生塾の設置及び管理に関する条例（平成三十年大分県条例第四十八号）第五条の規定に基づき、大分県立くじゅうアグリ創生塾（以下「創生塾」という。）の組織、運営その他管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(課の設置)

第二条 創生塾に、事業課を置く。

(事業課の分掌事務)

第三条 事業課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公印の管守に関すること。
- 二 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- 三 職員の身分、服務、研修及び福利厚生に関すること。
- 四 予算の執行並びに現金、有価証券及び物品の出納命令に関すること。
- 五 関係機関及び関係団体との連携及び連絡調整に関すること。
- 六 農業に関する学科に属する高等学校の生徒に対する農業教育の企画及び運営に関する

こと。

- 七 農業教育に従事する職員の研修の企画及び運営に関すること。
- 八 小中学校の児童生徒等に対する農業体験等の企画及び運営に関すること。
- 九 農業教育、職員の研修及び農業体験等の指導及び助言に関すること。
- 十 施設及び設備の維持管理及び利用に関すること。
- 十一 その他創生塾における必要な業務に関すること。

(職員の職)

第四条 創生塾の職員の職として、次の職を置く。

- 一 所長
 - 二 副所長
 - 三 参事
 - 四 課長
 - 五 課長補佐
 - 六 主幹
 - 七 指導主事
 - 八 副主幹
 - 九 主査
 - 十 専門員
 - 十一 主任
 - 十二 主事
 - 十三 農務技師
- 2 所長の職は、非常勤とすることができる。
 - 3 所長は、上司の命を受け、創生塾の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 4 副所長は、所長を補佐し、創生塾の事務を処理する。
 - 5 参事は、上司の命を受け、専門的事項の指導及び助言に関する事務並びに特定の事務を処理する。
 - 6 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。
 - 7 課長補佐は、上司の命を受け、課の事務を処理する。
 - 8 主幹は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。
 - 9 指導主事は、上司の命を受け、農業教育、職員の研修及び農業体験等の企画及び運営、指導及び助言等に関する事務を処理する。
 - 10 副主幹は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。

- 11 主査は、上司の命を受け、事務を処理する。
- 12 専門員は、上司の命を受け、事務を処理する。
- 13 主任は、上司の命を受け、事務に従事する。
- 14 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。
- 15 農務技師は、上司の命に従い、農業に関する労務に従事する。

（職員の数）
第五条 創生塾の職員の数は、教育長が定める。

（休業日）
第六条 創生塾の休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日
- 2 大分県教育委員会が特に必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第七条 この規則に定めるもののほか、創生塾の管理に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則
 この規則は、公布の日から施行する。

○教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第十一号

本 庁
 県 立 学 校

大分県立学校事務決裁規程（平成十三年大分県教育委員会訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月一日

大 分 県 教 育 委 員 会
 第二条第五号中「及び局」を削り、「同条第二項の表に掲げる」の下に「所及び」を加える。

第四条中「局長」を「所長」に、「うえ」を「上」に改める。

別表第二の二の項の第八号中「電子文書を廃棄する」を「電子文書の廃棄を総務部県政情報課長に依頼する」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 規程第八十三条第一項の規定に基づき、廃棄の決定をすること。 校 長

別表第二の四の項の第九号及び同表の五の項の第七号中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に、同表の二十六の項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 規程第十二条第四項の規定に基づき、産業医に対して情報を提供すること。 校 長

附則
 この訓令は、公示の日から施行する。